

控



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号
損害賠償請求事件

原 告 森松 明希子 外242名

被 告 国 外1名

2017〔平成29〕年2月23日

準備書面 42

—被告国第10準備書面「第2」に対する反論—

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子武嗣



弁護士 白倉典武



〈目次〉

第1 被告国の反論は些末な点に限定されており反論として失当であること (被告国は電気事業法の趣旨目的を踏まえた反論をすべきこと)	3
第2 新指針に関する反論について	4
1 はじめに (被告国の反論は原告の主張を正解しないでなされたものであ り失当である)	4
2 原告主張の要点	5
3 被告国の主張内容	6
4 被告国の反論は原告の主張を曲解しているものであること	6

第1 被告国の反論は些末な点に限定されており反論として失当であること（被告国は電気事業法の趣旨目的を踏まえた反論をすべきこと）

被告国第10準備書面の「第2」（同準備書面15頁以下）は、原告準備書面28のうちで、新指針の部分についてのみ焦点を当てて反論をしており、原告準備書面28のその余の部分、すなわち、違法性の判断枠組そのものについては一切反論していない。

原告は、電気事業法39及び40条によって定められている被告国の規制権限は、「万が一にも原子力事故を起こさない」という観点から、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的専門的知見に基づき、最新の科学的水準に即応して、適時かつ適切に行使されなければならない（なお、原告準備書面28の6頁では「適宜」となっているが、これは誤記であり、「適時」が正しい。）。」旨主張し、したがって、被告国が同法の規制権限行使するにあたっては（あるいは、被告東京電力が原子力発電所を設置運転するにあたっては）、地震や津波に関する「相応の合理的根拠を有する知見」を考慮しなければならないと主張している。そして、この地震や津波に関する「相応の合理的根拠を有する知見」には「長期評価」や「貞觀津波地震に関する知見」が該当する旨、繰り返し主張している。

ところが、被告国は、最高裁判所の裁判例を引用して、規制権限不行使が違法になるか否かについて、「その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし」て判断されるべきであると、繰り返し主張するにとかわらず、本件で問題となっている権限を定めた法令、すなわち電気事業法の趣旨、目的やその権限の性質等をふまえた主張を一切行わない。

被告国第10準備書面は、原告主張全体の位置付け無視して、そのごく一部について殊更にとりあげて反論をしているに過ぎないのであり、原告の違法性の判断枠組に関する主張に対する反論としては失当である。

第2 新指針に関する反論について

1 はじめに（被告国の反論は原告の主張を正解しないでなされたものであり失当である）

まず、確認をしておかなければならぬことは、被告国が第10準備書面において、新指針に関してなした反論は、原告の主張に対する直接の反論とはなっていないということであり、これらの反論によっても、「相応の合理的根拠を有する知見」として長期評価や貞観津波に関する知見を被告らが考慮すべきであったという結論の正しさは全く揺るがないということである。

原告準備書面28や31において述べたように、原告の主張は、電気事業法の趣旨目的に照らせば、被告らは、「相応の合理的根拠を有する知見」を考慮しなければならず、長期評価や貞観津波に関する知見は、「相応の合理的根拠を有する知見」であるから、被告らは長期評価や貞観津波に関する知見を考慮しなければならなかつたということである。

この原告の主張は新指針を根拠としているわけではない。加えて、新指針は、法律の体系から考えれば、「万が一にも原子力事故を起こさない」という観点から、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的専門的知見に基づき、最新の科学的水準に即応して、適時かつ適切に行使されなければならない。」という原子力規制関連法令の趣旨にしたがって解釈されなければならないことは明らかである。そうすると、この新指針にいう「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」とは、既往最大津波ではなく、「相応の合理的根拠を有する知見」をふまえた場合に想定される津波であると理解しなければならない。

したがって、水間供述が誤っていることを理由として原告の新指針に関する理解が誤っているとし、それを前提として長期評価等が新指針にいう「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定するこ

とが適切な津波」に含まれないとする被告国第10準備書面「第2」における反論は、原告の主張に対する反論として失当であり、被告らが、「相応の合理的根拠を有する知見」として長期評価や貞觀津波に関する知見を考慮すべきであったという結論の正しさを左右するものではない。

2 原告主張の要点

原告は、そもそも、長期評価や貞觀津波によって想定される津波が1万年に一度の規模の津波であるから考慮すべきであったと主張しているのではない。

原告は、電気事業法の趣旨目的から考えれば、被告国が規制権限を行使するにあたって考慮すべき知見は「相応の合理的根拠を有する知見」であり、長期評価や貞觀津波に関する知見が「相応の合理的根拠を有する知見」に含まれると主張しているのである。このことは、準備書面28において述べ、さらに準備書面31において極めて詳細に述べている。

準備書面28において、新指針について触れ、水間氏の供述を引用したのは、上記のことを前提として、新指針において、被告国自らが「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」を想定すべきと定めているが、その意味するところは、水間氏の述べるところによれば1万年から10万年に一度到来すると想定される規模の津波であり、既往最大しか考慮しなかった津波評価技術における津波想定は「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」には該当せず、不十分な想定であることを被告国自身も認識していた、と主張したのである。その反面として、長期評価や貞觀津波に関する知見を考慮すべきであることを被告国自身が認識していたと主張したのである。

3 被告国の主張内容

被告国は、上記の趣旨で原告が引用した水間供述について、「水間氏の供述は明らかに誤っており、これを前提とする原告らの主張も失当である。」と述べる。

さらに、「被告東電は、本件事故前に長期評価や貞觀津波に基づいて研究途中であった確率論的安全ハザード解析手法を用いるなどして試算を行っているところ、同試算では、福島第一発電所1号機ないし4号機については、O, P, +10メートルを上回る津波が襲来する確率は10万年から100万年に1回、本件津波の高さに匹敵する13メートルでは100万年から1000万年に1回と算出されており・・・、原告らが考慮すべきとする超過確率 10^{-4} （1万年に1度）を超えていないことは明らかであるから、仮に上記津波について1万年に1回の超過確率を念頭に置いたものであるとしても、この津波に長期評価において30年間に20パーセントの割合で生じるとされた津波地震に伴う津波や貞觀津波が含まれるとは解され」ないから、原告の主張は失当であると述べる。

しかしながら、このような被告国の方論は、原告の主張を正解せずになされた、誤導を招くものであって、失当である。

4 被告国の反論は原告の主張を曲解しているものであること

被告国は、「原告らが考慮すべきとする超過確率 10^{-4} （1万年に1度）」と述べて、あたかも、原告が、超過確率 10^{-4} の津波を想定すべきであると主張するかの如く原告の主張をまとめているが、既に述べたとおり、原告は、そのような主張は一切していないのであり、明らかに誤導である。

繰り返し述べるとおり、原告が、長期評価や貞觀津波に関する知見を考慮すべきと述べるのは、電気事業法の趣旨目的に照らして考慮すべである「相応の合理的根拠を有する知見」にこれらの知見が含まれるからである。した

がって、原告が「超過確率 10^{-4} （1万年に1度）」が想定すべき津波の分水嶺であると主張しているかの如く誤導してなされた被告国の反論が、原告の主張に対する反論として失当であることは明らかである。

以上